

〔資料紹介〕

ユーゴスラヴィアにおける労働者の
企業自主管理法制の展開 (1)

—1950年労働者自主管理法—

網 屋 喜 行 編訳

〔まえがき〕

ユーゴスラヴィアでは、周知のように、労働者による企業の自主管理が実施されている。この自主管理制度は、若干の工場における実験的導入を経て、まず1950年に、「労働者自主管理法」によって法制化された。その後、1953年の憲法的法律及び1963年の第3次憲法が、こうした労働者の企業自主管理制度を、憲法上の原則へと高め、また、1971年の憲法修正条項は、「連合労働組織」の概念を導入して、労働者自主管理の基礎単位を、それまでの企業から、企業内の部分である現場にひきさげた。更に、1974年の第4次憲法は、この方向を推進して体系化を試み、そして、1976年には、「連合労働法」が採択されるに至った。これが、ユーゴスラヴィアにおける労働者の企業自主管理制度の法制的概観である。

ところで、我々日本の研究者が、こうした労働者自主管理法制の展開を追いかけていくとき、必ずといっていい位逢着するのは、条文テキストの入手難と言葉の上の障害である。そこで、私は、これまでに収集しえた関係条文を、本号から2回又は3回の予定で、翻訳紹介して、同学各位のご参考に供することにした。とはいえ、現在のところでは、セルボクロチア語による原文テキストの入手には至らず、残念ながら、英語又はロシア語によるテキストの入手にとどまっている。従って、近い将来における、訳文のセルボクロチア語原文に基づく補正を前提にして、さし当り英語又はロシア語による条文テキストの邦訳を試みておく。なお、1974年憲法は、木田純一編「社会主義国憲法集」第2巻（

中央大学生協出版局) に、ロシア語テキストからの邦訳があるし、また、1976年連合労働法については、「世界政治資料」(日本共産党中央委員会発行) No.520~No.524, No.526~No.528, No.530~No.531, が、英文テキストからの邦訳を掲載している。それ故、この2つは、一応、紹介の対象外とし、1950年の労働者自主管理基本法、1953年の憲法的法律の関係部分、1963年憲法の関係部分及び1971年の憲法修正条項の関係部分に限定して紹介をするが、今回は、そのうちから、1950年7月2日付の労働者自主管理基本法正確には「被傭者集団の公企業及び企業連合に対する管理基本法」を、取り上げた。これは、ILO, Legislative Series May - June 1953 (英文) から、訳出したものである。(1977.11.7)

1. 1950年7月2日付の被傭者集団の公企業 (public undertakings) 及び企業連合 (associations of undertakings) に対する管理基本法 (ユーゴスラヴィア連邦人民共和国公報第43号1950年7月5日 789頁)

I 基本原則

第1条

工場、鉱山、交通企業、運輸企業、商業企業、農業企業、林業企業、公営企業 (municipal) 及び他の公企業は、国民全体の財産として、被傭者集団が、社会共同体の名において、国家経済計画の部分としてまた法律の承認する権利・義務の基礎の上で、管理を行う。

2 被傭者集団は、この管理を、企業労働者評議会 (the workers' council) と管理委員会 (administrative committees) 及び多数の企業を結合している連合の労働者評議会と管理委員会を通じて、行う。

第2条

企業労働者評議会及び企業連合労働者評議会は、関係の被傭者集団によって選出・解任される。

2 小企業においては、全被傭者が、労働者評議会を構成する。

第3条

労働者評議会は、一任期においては1年を限って、選出される。

2 労働者評議会並びにその各委員は、任期満了前に解任されることがある。

第4条

労働者評議会は、被傭者集団に代って、管理委員会を選出、解任する権限を有し、また、法律の規定する他の権限を行使する。

第5条

管理委員会は、企業または企業連合を管理し、また、労働者評議会と関係公的機関 (public authorities) に対して責任を負う。企業管理委員会は、更に、企業連合管理委員会に対しても責任を負う。

2 管理委員会は、上記の責任を負担しながら、法律・労働者評議会の決議及び関係公的機関または企業連合管理委員会の指示・指令に則して、その業務を遂行する。

第6条

管理委員会は、一任期においては1年を限って、選出される。

2 新しい委員会は、前年度の委員会の委員であった者を、3分の1以上含んでいてはならない。

3 何人も、一任期においては2年をこえて、管理委員会の委員であってはならない。

4 管理委員会の委員は、在職中、企業における通常の業務の遂行を、中止してはならない。

5 委員は、管理委員会における職務に対して、支払を受けてはならない。

第7条

管理委員会委員との契約を任期中に解除することまたはその同意なしに転任を命ずることは、違法である。

第8条

企業の生産と経営は、企業長 (the manager) によって指導され、また、企業連合の活動と経営は連合の長によって指導される。

2 法律が別途に規定するまでの間そして企業と企業連合への当然の技術的指導を保障するために、各企業の長は、企業連合管理委員会 (または、その企

業が連合の一部分でない場合は、公的機関)によって、任命され、そして、企業連合の長は、関係公的機関によって任命される。

2 企業労働者評議会と管理委員会は、企業長の罷免を要求することができる。

第9条

企業長は、管理委員会の職権上の委員である。

2 企業長は、企業管理委員会、企業連合管理委員会とその長そして然るべき公的機関に対して、責任を負う。他方、企業連合の長は、その管理委員会と然るべき公的機関に対して、責任を負う。

II 企業労働者評議会

第10条

企業労働者評議会は、15名から120名までの委員で構成する。

2 各企業の労働者評議会の委員数は、その企業規則のなかに規定され、また、企業の規模と構造に依存する。

3 労働者評議会委員の選挙は、毎年、年頭に実施する。連邦政府は、特定の経済部門については、異った選挙時期を指定することができる。

4 労働者と事務職員が30名未満の企業においては、全被傭者が、労働者評議会を構成する。

第11条

企業労働者評議会は、普通・平等・直接の選挙権により、秘密投票で選出される。

2 労働者評議会の選出における選挙権は、企業との雇用契約に、有効な規定に従って署名をした、すべての労働者及び企業の技術職員と他の事務職員に帰属する。

第12条

企業労働者評議会を選出する選挙は、その企業全体を包括する・候補者の統一リストの基礎の上で、規定に従って実施される。

2 候補者リストの提出権は、労働組合支部または一定数の労働者、事務職

員に、帰属する。

第13条

500名よりも多くない労働者・事務職員を持つ企業においては、候補者リストは、署名者数が5名よりも少なくないことを条件にして、投票権を持つ労働者・事務職員の10分の1によって、提出することができる。500名以上の労働者、事務職員を持つ企業においては、候補者リストは、選出が予定されている労働者評議会委員と同数の労働者・事務職員によって、提出することができる。

2 企業の様々なプラントと単位は、署名者のなかに、公正に代表されなければならない。

第14条

候補者リストは、文書によって提出されなければならない。そして、労働者評議会に選出される予定の委員と同数の候補者を、含んでいなければならない。

2 候補者リストには、提出者が署名をする。

第15条

候補者リストには、その企業において、選挙日の少なくとも5日前に、公開されなければならない。

第16条

労働者評議会の選挙は、労働組合支部が任命した選挙委員会によって、主宰される。

2 投票は投票場において行なわれる。

3 選挙委員会は、投票場を指定し、また投票委員を任命する。

第17条

投票は、投票用紙の方法によって行なう。

2 各投票用紙は、適切なリストの中に提案された候補者の氏名を、順序正しく記載していなければならない。

第18条

各投票者は、候補者リストと同数の投票用紙を受け取る。

2 各投票者は、リスト中にある或る1名の候補者の氏名を抹消して、投票

権を持っている，その企業の労働者・事務職員の中から，別の候補者の氏名を補充する権限を有する。

3 投票者が賛成投票を希望しない候補者リストに関する投票用紙は，その投票者が，投票用紙に記入を行う投票場にある一定の場所へ，その者によって委託される。

4 投票者が賛成投票を行う候補者リストを記載している投票用紙は，投票者が，折り畳み，投票委員の面前で投票箱に投票する。

第19条

労働者，事務職員の過半数が，賛成投票を行った候補者リストの上で，最大の得票数を獲得した候補者は，労働者評議会に選出されたものとみなされる。

第20条

労働者評議会は，その構成員の中から，議長を選出する。

2 労働者評議会議長は，管理委員会委員であってはならない。

第21条

労働者評議会の会議は，議長が召集し主宰する。

2 労働者評議会の会議は，少くとも，6週間に1回開かれる。

3 企業管理委員会，労働組合支部，評議会委員の3分の1または企業長が，召集を要求した場合には，議長は，労働者評議会の会議を召集する義務がある。

第22条

労働者評議会の採択は，委員の過半数が，その会議に出席している場合に有効となる。

2 労働者評議会の決議は，出席している委員の過半数が賛成投票を行った場合において，採択される。

第23条

企業労働者評議会は，以下の権限を有する。

- ① 企業の基本計画と決算の承認
- ② 企業管理と経済計画実現のための意思決定
- ③ 企業管理委員会またはその個別構成員の選出・解任及び変更

- ④ 企業連合管理委員会または関係公的機関の承認を得た上での、企業規則の決定
- ⑤ 管理委員会の報告書の検討とその活動の承認不承認に関する決定
- ⑥ 管理委員会の行う種々の行為の検討とそれに関する決定の採択
- ⑦ 企業及び被傭者集団の処分に委ねられている所得部分の分配の実施

第24条

労働者評議会の会議は、企業長及び管理委員会の他の委員の出席をうけなければならない。

2 労働者評議会のどの委員も、管理委員会と企業長に対して、彼等の活動につき、質問を提起する権利を有する。

3 管理委員会と企業長は、労働者評議会の会議の席で、回答を行わなければならない。

Ⅲ 企業管理委員会

第25条

企業管理委員会は、企業長を含めて、3名から11名までの委員で構成する。

2 各企業の管理委員会の委員数は、その企業規則のなかに規定され、またその企業の規模と構造に依存する。

3 管理委員会は、投票権を持つ、その企業の労働者、技術職員及び他の事務職員の中から、選出される。

4 委員会委員の4分の3は、少くとも、企業の生産または基礎的経済活動で直接労働している労働者でなければならない。

第26条

管理委員会の選挙は、労働者評議会の設立と同時に、評議会によって実施される。

2 管理委員会の各委員は、候補者リスト及び秘密投票に基いて選出される。

3 一定数の補充委員が、委員会委員として、同時に選出される。

4 候補者リストは、労働者評議会委員の10分の1によって、補充することができる。

5 企業管理委員会の任期は、新しい管理委員会が選出されるまでの間、継続する。

6 管理委員会とその個別構成員は、その被備選出期間の満了前に、罷免されることがある。

第27条

企業管理委員会は、以下の権限を有する。

- ① 企業の基本計画案の準備
- ② 月別操業計画の決定
- ③ 企業の正常活動のための監視
- ④ 企業の内部編成案と職務分類案の準備
- ⑤ 企業に関する操業規制案の準備と労働規律改善方策の採用
- ⑥ 企業の指導職への事務職員の任命の決定
- ⑦ 解雇と義務の内部割当についての決定に反対して、労働者と事務職員が行なう異議の申立に対する決定
- ⑧ 生産を合理化し、労働生産性を高め、生産コストを低くし、製品の質を改善し、節約を行いそして浪費と不合格品を減少するための諸手段を含む、企業における生産増進のための諸手段の採用
- ⑨ 企業における標準的作業速度に関する諸問題の解決
- ⑩ 「突撃労働者」称号の授与及び合理化・技術革新についての労働者からの提案に関する決定の採用
- ⑪ 企業の労働者・事務職員の専門能力の改善と、異なった職務への彼等の正当な配置とに関する諸手段の採用
- ⑫ 企業における雇用、労働者事務職員の賃金、給与、昇進、安全衛生、社会保障及び企業の労働者・事務職員の生活状態の改善に関する諸規定の正当な遵守の確保
- ⑬ 企業の労働者・事務職員に対する年次休暇付与のための諸計画の採択
- ⑭ 企業が管理する国有財産の保護と正しい利用を確保し、更に、国有財産の損傷・浪費とそれへの他の形態の不注意を発見・予防・回避するための諸手

段の採用

2 企業管理委員会は、計画を執行し、企業を正当に機能させる権限を有する。

第28条

管理委員会は、その委員の中から議長を選出する。

2 企業長は、管理委員会の議長になることができない。

3 管理委員会議長は、委員会の会議を主宰し、企業長と協同で、各会議の議事録を整理する。

第29条

企業管理委員会は、集団として行動を行い、委員会の会議においてのみ決定を採択する。

2 管理委員会の会議は、議長が召集する。

3 企業長または委員会のいずれかの委員が要求した場合には、議長は、管理委員会の会議を召集する義務がある。

第30条

企業管理委員会の議事は、委員の過半数が会議に出席した場合に有効である。

2 管理委員会の決議は、出席した委員の過半数が賛成投票を行った場合には、採択されたとみなされる。

第31条

管理委員会の委員は、委員としての義務遂行のさいに喪失した収入に対して補償を受ける。

第32条

企業管理委員会は、企業連合管理委員会の決定・指示・指令であって法律と矛盾するかまたは企業利益を損うと考えられるものについては、然るべき公的機関に対して、異議及び批判を提出する権利と義務を有する。しかし、然るべき公的機関の決定が行われるまでの間、執行を延期することはできない。

第33条

企業管理委員会委員であって、管理委員会の決議に同意しない者は誰であれ、

企業連合管理委員会または企業労働者評議会に対して、自己の見解を伝達することができる。

2 管理委員会委員は、企業長の活動に関する見解を、管理委員会または労働者評議会の会議においてのみ、表明することができる。

第34条

国家機密及び業務上の秘密を保護することは、管理委員会委員の義務である。

2 管理委員会委員は、委員会の活動について、公務員と同一の方法で責任を負う。

第35条

管理委員会は、特定の問題を調査して、管轄内の事項に関する提案を準備するために、企業の労働者・事務職員から成る特別委員会を、設立することができる。

IV 企業長

第36条

企業長は、法律・企業管理委員会の決議・関係公的機関及び管理委員会や企業連合企業長の指示・指令に従って、企業の作業過程を組織し、また、計画の遂行と企業活動を直接に統制する権限を有する。

2 企業長は、法律と関係公的機関の指示を執行する直接の権限を有し、また、企業におけるそれらの遵守を保障する。

第37条

企業長は、経済計画に基いてまた企業管理委員会の決議に則って、すべての契約を締結し、流動資本（working capital）を配分する。契約は、企業長の署名と同時に有効となる。

2 企業長は、公的機関に対して、また自然人及び法人との法的関係において、企業を代表する。企業長は、一定の特別の法律問題における企業代表権を、第三者に委任することができる。

第38条

企業長は、労働者の雇傭・企業への事務職員の任命（他の規定が別途に定め

ている者は除く) また更に、企業によるこれらの就業に関する決定について、権限を有する。

2 企業長は、一般的に適用されている規定に基づいて企業内の第三者に権限が授与されていない限り、労働者・事務職員の解雇に関する決定について、権限を有する。

3 労働者・事務職員は、委員会の決定が最終的なものである場合には、解雇や他の職務への移動に関する決定に反対して、企業管理委員会に異議を申し立てる権利を有する。

第39条

企業長は、労働者・事務職員を異ったポストに配置し、また彼等の義務を定める、権限を有する。

2 労働者・事務職員は、企業内における活動について、企業長に対して責任を負う。

3 企業長は、企業活動における規律と秩序の維持について、権限を有する。

第40条

企業長は、管理委員会の決議が、法律・計画・公的機関の指示と矛盾すると考える場合には、遅滞なく、企業連合管理委員会または関係公的機関に通報を行うとともに、企業連合管理委員会または関係公的機関の最終決定があるまでの間、その決議の執行を停止しなければならない。企業連合管理委員会または関係公的機関は、遅滞なくかつ10日以内に、決定を行わなければならない。

2 企業長は、計画の執行と企業の固有活動が必要であって、上記委員会が時間内に決定を行うことができないときには、企業管理委員会に通常帰属している活動を行うことができる。企業長は、そのとった行動を、行動後の最初の管理委員会の会議で、委員会に通報する。

V 企業連合の労働者評議会・管理委員会・企業長

第41条

企業連合労働者評議会は、企業連合の被傭者が、その数的規模に応じて選出する。

2 企業連合労働者評議会は、70名から200名までの委員で構成する。

第42条

企業連合管理委員会は、企業長を含めて、5名から15名までの委員で構成する。

2 委員会委員の4分の3は、少くとも、個別企業の生産または基礎的経済活動で直接労働している労働者でなければならない。

第43条

企業連合の企業長は、ユーゴスラヴィア連邦人民共和国人民議会幹部会又は人民共和国人民議会又は然るべき人民委員会が、任命する。

第44条

企業連合の労働者評議会・管理委員会の選出方法、活動及び手続また企業長の地位・権限は、特別法の規制を受ける。

VI 経過規定と付則

第45条

連邦政府は、各人民共和国政府及びユーゴスラヴィア労働組合同盟中央委員会と協力して、本法施行直後に予定されている、企業労働者評議会及び管理委員会の選出について、手筈を調える。

第46条

企業及び企業連合の、労働者評議会と管理委員会に関する細則は、本法の諸原則に則って、連邦法及び共和国法の中にかつ連邦政府により、規定される。

第47条

前条で規定している諸法律の公布までの間、連邦政府は、企業連合の労働者評議会と管理委員会に関する規則を、命令によって定めることができ、また、連邦政府・共和国政府は、本法施行のための準則を定めることができる。

第48条

本法は、協同組合組織の企業に対しても適用される。

2 連邦政府は、例外として、一定の国防企業においては、その企業を管理する被傭者機構が、本法の定めるところとは別の方法を用いて、しかもその機

構の権限義務を規定しつつ、確立されるべきことを指示することができる。

2 就業規則がまだ発動していない企業の場合には、管理委員会の委員数は、労働者評議会が決定する。

第49条

「公企業に関する基本法」の諸規定及び本法と矛盾する他の諸規定は、その効力を失う。

第50条

本法は、ユーゴスラヴィア連合人民共和国公報に公表された日から、効力を有する。

(この項終り)